

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年10月11日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項について概ね改善しているが法改正に伴う手続きに一部不備が見受けられた。

	文書指摘事項	是正・改善状況報告
1	<p>理事及び監事について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>履歴書については、就任時就任承諾書とともに徴していますが、誓約書を徴していませんでしたので、指導監査以降速やかに「役員候補者確認書」を提出していただき、確認しました。</p>
2	<p>理事について、理事会への欠席が2回以上続く者が見られた。</p> <p>については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお欠席が続く場合は、理事の改選について検討すること。</p> <p>(審査基準第3の1(3))</p>	<p>日程調整を行っていましたが、急病を除き当日欠席連絡がありました。引き続き日程調整を行いますが、状況が変わらない場合には、改選の検討をします。</p>
3	<p>指名競争入札について、理事会で決議すべきところ、会長が専決していた(福祉センター改修工事、公用車購入)。</p> <p>については、会長が専決できないものについては、理事会の決議を得ること。</p> <p>(法第45条の14第4項、第5項)</p>	<p>今後、経理規程に定める指名競争入札を行う場合は、事前に業者選定や指名競争入札で行う合理的な理由を付して、理事会の決議を経てから実施します。</p>
4	<p>役員等の報酬等の支給基準が定められていなかった。</p> <p>については、法第45条の35の規定による役員等の報酬等の支給基準を定め、評議員会の承認を受けること。</p> <p>なお、評議員会の承認後は速やかに貴法人のホームページ等により公表すること。</p>	<p>平成27年11月開催の旧評議員会において役員報酬支給規程が承認されており、これをもって以後実施していましたが、平成31年1月11日開催の現評議員会において承認をいただきましたので、本会ホームページで公表します。</p>

	(法第 45 条の 35、第 59 条の 2、規則第 2 条の 42、定款第 12 条及び第 25 条)	
5	<p>経理規程第 13 条第 1 項第 1 号に規定されている主要簿のうち仕訳日記帳が作成されていなかった。また、総勘定元帳を拠点区分又はサービス区分ごとに作成し、備え置いていなかった。</p> <p>については、決算終了後、主要簿は全ての拠点区分又はサービス区分ごとに漏れなく書類として作成し、備え置くこと。</p> <p>(会計省令第 3 条第 2 項、経理規程第 13 条第 1 項第 1 号、第 2 項)</p>	<p>平成 30 年 12 月 21 日開催の理事会において経理規程の一部改正を行い、主要簿のうち「仕訳日記帳」を「会計伝票」と改めました。総勘定元帳他主要簿については、今年度決算から拠点区分で作成します。</p>
6	<p>共同募金配分金収益を補助金事業等収益明細書に記載していなかった。</p> <p>については、受配者指定寄附金以外の配分金で経常的経費に係る共同募金配分金収益については補助金事業収益であるので、補助金事業等収益明細書に記載すること。</p> <p>(留意事項 9 (3))</p>	<p>平成 30 年度決算から改め、記載します。</p>